

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	旭川市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和3年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	本市では予防接種法等に基づき予防接種に関する事務を行っているが、その実施状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 こどもの定期予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務、こどもの定期予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実費の徴収に関する事務
③システムの名称	がん検診・予防接種・結核健診システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務【番号法第九条第一項 別表第一の十の項】 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務【番号法第九条第一項 別表第一の九十三の二の項】 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)【1…第十条、2…第六十七条の二】
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】、【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)【第五十九条の二】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市保健所健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎3階) 旭川市保健所 健康推進課 0166-25-6315

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-② 所属長	健康推進課長 佐久間 功夫	健康推進課長	事後	
令和1年6月26日	IV-リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年11月18日	表紙-保護の宣言・特記事項	健康増進	予防接種	事前	
令和3年2月3日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 個人番号を利用することができる事務のうち予防接種に関する事務(予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収)が「都道府県知事又は市町村長」の項	1 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務【番号法第九条第一項 別表第一の十の項】 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事【番号法第九条第一項 別表第一の九十三の二の項】 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)【1…第十条, 2…第六十七条の二】	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務による加除修正
令和3年2月3日	I-4-②-法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における情報提供の根拠: 第3欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2) 別表第2における情報照会の根拠: 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2)	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定める者」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】、【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)【第五十九条の二】	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務による加除修正